

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

「単身赴任手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「単身赴任手当に関する規則」（平成 2 年高知県人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）及び「単身赴任手当の運用について（通知）」（平成 2 年 3 月 13 日付け元高人委第 255 号人事委員長通知。以下「人事委員長通知」という。）の一部改正に伴い、「単身赴任手当の取扱いについて」（平成 2 年 4 月 25 日付け 2 教義第 156 号・2 教高第 174 号 高知県教育長通知）の一部を下記のとおり改正しましたので、所属職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。

記

1 主な改正点

（1）2 の（1）のア

公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 37 号）第 21 条の 2 第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員を追加

（2）2 の（1）のウの(イ)の e

人事委員会が定める配偶者が職員と同居できないと認められる規則第 2 条各号に類する事情を追加

（3）2 の（1）のオの(ウ)

人事委員会が認める規則第 3 条第 1 号に相当する程度に通勤が困難である場合を追加

（4）2 の（1）のオの(オ)

人事委員会が定める通勤時間の算定方法を追加

（5）2 の（2）のアからケ

規則第 5 条及び人事委員長通知規則第 5 条関係の規定に基づく権衡職員の範囲等を追加及び修正

（6）公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）第 21 条の 2 第 3 項の規定に基づき規則及び人事委員長通知で定める権衡職員に、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年高知県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣及び職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 26 年高知県条例第 41 号）第 1 条の 2 第 1 号の規定による休職に起因して復帰等の際に単身赴任となった職員を加える。

2 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

3 適用年月日

平成 25 年 3 月 1 日

4 その他

上記単身赴任手当に係る規則改正に伴い、「住居手当に関する規則」（昭和 49 年高知県人事委員会規則第 29 号）及び「住居手当の運用について（通達）」（昭和 49 年 12 月 21 日付け 49 高人委第 227 号人事委員長通知）の関連規定の整備もあわせて行われています。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

単身赴任手当の取扱いについて（抜粋）

単身赴任手当の取扱いについて（抜粋）

1 用語の意義

- (1) 異動・移転 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をいうものであること。
- (2) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものであること。
- (3) 別居 配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいうものであること。
- (4) 単身 生活を共にする者がいないことをいうものであること。

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件（条例第21条の2第1項及び第3項）

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア 条例第21条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員

住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員であること。（単身赴任手当の運用について（平成2年3月13日付け元高人委第255号人事委員長通知。以下「人事委員長通知」という。）

単身赴任手当の条項関係）

人事委員会が定める「これに準ずる職員」は、住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して、同居していた配偶者が転居した職員で次に掲げるものであること。

(7) 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏（通勤距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下同じ。）内に所在する住宅に転居する職員

(4) (2) のオの(7)のaからcまで、e、f及びhの事情があると認められる職員

1 用語の意義

- (1) 異動・移転 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をいうものであること。
- (2) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものであること。
- (3) 別居 配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいうものであること。
- (4) 単身 生活を共にする者がいないことをいうものであること。

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件（条例第21条の2第1項及び第3項）

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員及び人事委員会規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

イ 転居

(ア) 転居は異動・移転に伴うものであることが必要であり、採用、出張等に伴うものは含まれない。

(イ) 転居は必ずしも異動・移転と同時に行われる必要はなく、異動・移転の後に一時、異動・移転前の住居から通勤していた場合も、通常、異動・移転から1月以内に転居した場合は、異動・移転に伴う転居と認め得る。

(ウ) 転居の日とは新住居に入居した日（転入日）をいう。

ウ 別居

(ア) 同居していた配偶者と別居することが必要であり、異動・移転前に既に配偶者と別居していた場合は対象とならない。

ただし、単身赴任手当の支給されていた者に更に異動・移転があつて引き続き単身赴任した場合で、条例第21条の2第1項ただし書の距離制限を満たす場合は引き続いて単身赴任手当が支給される。

(イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次のaからeの事情があることである。

(規則第2条)

a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

b 配偶者が学校等に在学している同居の子を養育すること。

c 配偶者が引き続き就業すること。

d 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

e その他配偶者が職員と同居できないと認められるaからdに類する事情
人事委員会が定める「aからdに類する事情」は、次のとおりであること。

(人事委員長通知規則第2条関係第2項)

(a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

(b) 配偶者が保育所等に在所している満3歳以上の同居の子を養育すること。

1) 転居

ア 転居は異動・移転に伴うものであることが必要であり、採用、出張等に伴うものは含まれない。

イ 転居は必ずしも異動・移転と同時に行われる必要はなく、異動・移転の後に一時、異動・移転前の住居から通勤していた場合も、通常、異動・移転から1月以内に転居した場合は、異動・移転に伴う転居と認め得る。

ウ 転居の日とは新住居に入居した日（転入日）をいう。

2) 別居

ア 同居していた配偶者と別居することが必要であり、異動・移転前に既に配偶者と別居していた場合は対象とならない。

但し、単身赴任手当の支給されていた者に更に異動・移転があつて引き続き単身赴任した場合で、条例第21条の2第1項ただし書の距離制限を満たす場合は引き続いて単身赴任手当が支給される。

イ やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次のaからeの事情があることである。（規則第2条）

a 配偶者が疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護すること。

b 配偶者が学校等の教育施設に通学する同居の子を養育すること。

c 配偶者が引き続き就業すること。

d 配偶者が自宅を管理するために自宅に居住すること。

e その他配偶者が職員と同居できないと認められるaからdに類する事情

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

- (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子を養育すること。
- (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
- (e) 配偶者が学校等に在学していること。
- (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅で通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- (g) 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の前日までに住宅（職員が当該異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下(g)において同じ。）を購入する契約又は住宅を新築する建築工事の請負契約を締結した場合で、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、異動・移転の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合を除く。

(h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)から(g)に類する事情

(i) 異動・移転に伴う転居による別居であることが必要であり、異動・移転後に赴任先で一時期配偶者と同居した場合は異動・移転に伴う別居とはいえない。

エ 単身

(7) 賄い付きの下宿や世帯用宿舎にただ単に同僚と入居する場合等で生活を共にしていないと認められる場合は手当が支給されるが、職員又は配偶者の父母、子と同居している場合は生活を共にしていると認められ、要件を欠くこととなる

(4) 別居の時点で1月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要である。

(i) 一時期配偶者以外の同居者がいたがその後に単身となった場合も、単身の要件を満たした時点から支給される。

オ 距離制限

(7) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公

立 異動・移転に伴う転居による別居であることが必要であり、異動・移転後に赴任先で一時期配偶者と同居した場合は異動・移転に伴う別居とはいえない。

3) 単身

ア 賄い付きの下宿や世帯用宿舎にただ単に同僚と入居する場合等で生活を共にしていないと認められる場合は手当が支給されるが、職員又は配偶者の父母、子と同居している場合は生活を共にしていると認められ、要件を欠くこととなる。

イ 別居の時点で1月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要である。

ウ 一時期配偶者以外の同居者がいたがその後に単身となった場合も、単身の要件を満たした時点から支給される。

4) 距離制限

ア 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公

新 旧 対 照 表

(新)

署に通勤困難であることが必要である。また、単身赴任中に更に異動・移転があり、勤務公署が変わった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難でなくなった場合は、単身赴任手当は支給しない。(条例第21条の2第1項ただし書)

(イ) 通勤困難とは、次のa又はbの基準に該当する場合をいう。(規則第3条)

- a 通勤距離(通勤経路が複数ある場合は最短のもの)が60km以上であること。
- b 通勤距離が60km未満(50km以上の場合に限る。)で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からaに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(ウ) 人事委員会が認める「aに相当する程度に通勤が困難である」場合は、次のとおり。(人事委員長通知規則第3条関係第2項)

a 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合(自動車で通勤することを常例とする場合で、住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前の住居又は配偶者の住居から自動車での通勤時間が1時間以内の場合は除く。)

b 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤した場合において、次のいずれかに該当するとき。

(a) 公署の始業時刻前に到着するために住居を出発する時刻から始業時刻までの時間(以下「実通勤時間」という。))が2時間以上である場合

(b) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、始業時刻前1時間以内に公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

(c) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、公署から住居への帰宅にあたって公署の終業時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

c その他通勤が困難であると認められる場合

(エ) 通勤経路の長さは通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を交通方法に応じて次の手段により合計する。(人事委員長通知規則第3条関係)

(旧)

署に通勤困難であることが必要である。また、単身赴任中に更に異動・移転があり、勤務公署が変わった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難でなくなった場合は、単身赴任手当は支給しない。(条例第21条の2第1項ただし書)

イ. 通勤困難とは、次のa又はbの基準に該当する場合をいう。(規則第3条)

- a 通勤距離(通勤経路が複数ある場合は最短のもの)が60km以上であること。
- b 通勤距離が60km未満(50km以上の場合に限る。)で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からこれに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

ウ. 通勤経路の長さは通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を交通方法に応じて次の手段により合計する。(規則第3条関係)

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

係第1項

- a 徒歩 地図上の距離（実地の測定に優先するものと解してはならない。）
- b 鉄道等の交通機関 営業距離（最寄の営業所等で確認）
- c 船舶 航路距離（ 〃 ）

(ウ) 通勤時間及び実通勤時間は、次の区分に応じて、各区分に定める時間により算定する。（人事委員長通知規則第3条関係第3項）

- a 徒歩の区間 5キロメートルを60分に換算した時間（当該区間を自転車で通勤することが適当であると認められる場合は、10キロメートルを60分に換算した時間）
- b 交通機関を用いる区間 定められた運行時間
- c 自動車を用いる区間 37キロメートルを60分に換算した時間

(2) 権衡職員（条例第21条の2第3項及び規則第5条）

（1）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（1）の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても（1）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア 国家公務員等から人事交流等により採用されたことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（条例第21条の2第3項）

国家公務員等とは、条例第13条の3第2項に規定される国家公務員等をいう。

イ 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2第1号の規定による休職（以下「研究休職」という。）から復職したことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（規則第5条第2項第1号）

ウ 異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、

- a 徒歩 地図上の距離（実地の測定に優先するものと解してはならない。）
- b 鉄道等の交通機関 営業距離（最寄の営業所等で確認）
- c 船舶 航路距離（ 〃 ）

(2) 権衡職員（条例第21条の2第3項及び規則第5条）

（1）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（1）の職員との権衡上必要があると認められる1）から7）の職員に対しても（1）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

1) 異動・移転に伴う転居ではないが、国家公務員等からの人事交流等による採用に伴い転居した職員で転居以外の（1）の要件を満たす職員（条例第21条の2第3項）

国家公務員等とは、条例第11条の4第2項に規定される国家公務員等をいう。

4) 通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員（人事委員会の定める職員に限る。）で、距離制限以外の（1）の要件を満たす職員

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

単身の要件を満たす職員（規則第5条第2項第2号）

職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものは、高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）第5条第1号に掲げる者であること。

（人事委員長通知規則第5条関係第2項）

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第5条第2項第3号）

（ア） 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第5条関係第3項）

a 満3歳以上の子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情

（イ） 条例第21条の2第1項ただし書の距離制限については現に子の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難であることが必要となる。

（ウ） 子が複数ある場合はそのうちの1人について支給要件を満たせば単身赴任手当が支給される。

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、単身の要件を満たす職員（規則第5条第2項第4号）

（ア） 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。

（人事委員長通知規則第5条関係第4項）

a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた通勤圏内に所在しない住

2) 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員

ア 人事委員会の定める事情は次のとおり。（規則第5条第2項第2・4号関係）

a 子が学校等の教育施設に通学すること。

b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情

イ 条例第21条の2第1項ただし書の距離制限については現に子の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難であることが必要となる。

ウ 子が複数ある場合はそのうちの1人について支給要件を満たせば単身赴任手当が支給される。

3) 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署及び現に在勤する公署に通勤困難と認められる職員で、単身の要件を満たす職員

人事委員会の定める特別の事情は次のとおり。（規則第5条第2項第3・5号関係）

a 疾病等により介護を必要とする父母を介護するため、配偶者が直近の転居を伴う異動・移転前と同一市町村に転居すること。

b 学校等の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、配偶者が直近の転

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

宅をいう。以下同じ。)に転居すること。

b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満3歳以上の子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。)以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。

c 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。

d 子が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に、当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

e 育児休業した配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

f 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。

g 配偶者が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。

h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

i 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅(住居の移転を伴う直近の異動・移転の日の前日以前から所有している住宅で旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

j 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅(転々異動職員又はその配偶者が異動・移転の日以後に所有することとなった住宅であつてかつて在勤していた公

居を伴う異動・移転前と同一市町村に転居すること。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

k その他配偶者が職員と同居できないと認められるaから j に類する事情

(i) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。

(人事委員長通知規則第5条関係第5項)

a 満3歳以上の子で学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

b その他子が職員と同居できないと認められる a に類する事情

カ 異動・移転に伴い転居し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、エの(ア)の人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、異動・移転直前の住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難と認められるもの（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第5号）

キ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者等と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第6号）

人事委員会の定める特別の事情は、オの(ア)及び(イ)のとおり。

ク ウからキの「異動・移転」を国家公務員等から人事交流等により採用されたこと、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は研究休職から復職したこととした場合に、ウからキの職員に該当することとなる職員（規則第5条第2項第7号）

ケ その他条例第21条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員（規則第5条第2

c その他配偶者が職員と同居できないと認められるa又はbに類する事情

5) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、单身以外の(1)の要件を満たす職員

6) 1) から5) までの権衡職員となる事情が重複する職員

7) その他条例第21条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

項第8号)

人事委員会の定める職員は次のとおり。(人事委員長通知第5条関係第6項)

- (7) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員で、やむを得ない事情(配偶者のない職員はエの(7)の人事委員会の定める事情)により同居していた配偶者等と別居し、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (10. 4. 1適用)
- (イ) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転した後、当該異動等の日から3年以内に人事委員会の定める特別の事情により同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認める、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (10. 4. 1適用)
- (ウ) 配偶者のある職員で単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等の前から配偶者のない職員であったものとした場合にエからク又はケの(7)若しくは(イ)の職員たる要件に該当する職員
- (エ) 国家公務員等から人事交流等により職員となった者のうち、職員又は国家公務員等から引き続き人事交流等により国家公務員等となったことに伴う転居を、職員としての異動・移転によるものとみなした場合に(1)又は(2)のウからキ若しくはケの(7)から(ウ)の職員たる要件に該当する職員 (2. 4. 1適用)
- (オ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、人事交流等により国家公務員等となり引き続いて職員となった場合で、国家公務員等であった期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員 (2. 4. 1適用)
- (カ) 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰した職員、退職派遣から採用された職員又は研究休職から復職した職員のうち、派遣期間中又は休職期間中の勤務箇所を公署とみなした場合に、職務への

衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

人事委員会の定める職員は次のとおり。(規則第5条第2項第7号関係)

- オ 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員で、やむを得ない事情により同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員 (10. 4. 1適用)
- カ 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転した後、当該異動等の日から3年以内に人事委員会の定める特別の事情により同居していた配偶者等を別居することとなった職員で、職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認める職員 (10. 4. 1適用)
- ア 単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転前から配偶者のない職員であったものとした場合に2)の職員たる要件に該当する職員
- イ 国家公務員等から人事交流等により職員となった者のうち、職員又は国家公務員等から引き続き人事交流等により国家公務員等となったこと等に伴う転居を、職員としての異動・移転によるものとみなした場合に(1)の要件を満たす職員 (2. 4. 1適用)
- ウ 単身赴任手当を支給されていた職員が、人事交流等により国家公務員等となり引き続いて職員となった場合で、国家公務員等であった期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員 (2. 4. 1適用)

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

- 復帰、退職派遣からの採用又は研究休職からの復職前から引き続き（１）又は（２）のウからキ若しくはケの(ア)から(ウ)の職員たる要件に該当する職員
- (キ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等へ派遣され、又は研究休職し、引き続いて職員となった場合で、派遣されていた期間又は研究休職期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員
- (ク) 採用に伴い同居していた配偶者と別居した職員及び採用後の結婚時から別居している職員が、異動・移転後なお引き続き単身である場合で、当該別居が異動・移転によるものとしたならば、（１）又は（２）のウ、エ若しくはカの職員たる要件に該当する職員（3. 4. 1適用）
- (ケ) 異動・移転に伴う転居後、結婚したがやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員（結婚に先立つ異動・移転がなければ、配偶者と同居可能な職員に限る。）が、結婚後の最初の定期人事異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況となった場合（満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のみと同居している場合を含む。）で配偶者の住居からは通勤困難であると認められる職員（12. 4. 1適用）
- (コ) 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰した職員、退職派遣から採用された職員及び研究休職から復職した職員で、(ク)又は(ケ)の職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員
- (サ) 単身赴任手当を支給されていた配偶者が異動・移転に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動・移転に伴い住居を移転することにより引き続き配偶者と別居することとなった職員で、異動・移転の直前の住居から異動・移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (シ) その他（１）の要件を満たして単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員

- エ 採用に伴い同居していた配偶者と別居した職員及び採用後の結婚時から別居している職員が、異動・移転後なお引き続き単身である場合で、当該別居が異動・移転によるものとしたならば、（１）の要件を満たす職員（3. 4. 1適用）
- キ 異動・移転に伴う転居後、結婚したがやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員（結婚に先立つ異動・移転がなければ、配偶者と同居可能な職員に限る。）が、結婚後の最初の定期異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況となった場合で配偶者の住居からは通勤困難であると認められる職員（12. 4. 1適用）

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

(3) 支給額 (条例第21条の2第2項)

単身赴任手当の支給額=23,000円+加算額

ア 加算額 (規則第4条)

略

イ 交通距離

(7) 交通距離は配偶者等の住居から職員の住居までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路 (当該経路が複数ある場合は最短の経路) を徒歩及び交通機関 (航空機を除く。) により往来した場合の経路を交通方法に応じて (1) の オ の (エ) の a (徒歩) から c (船舶) までの手段により合計した距離となる。

(4) 配偶者のない職員で距離制限を満たす異動・移転に伴う転居により別居した満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数ある職員については、そのうち(7)の交通距離が最も長い子により加算額を支給する。

ウ 支給調整 (規則第6条)

配偶者が単身赴任手当又は(2)のアの国家公務員等として単身赴任手当に相当する手当を受ける職員には、その間、単身赴任手当は支給しない。(民間企業の単身赴任手当に相当する手当とは調整しない。)

3 支給方法等

(1) 届出 (規則第7条)

ア 新たに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備した職員は、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、配偶者等の別居の状況等を届け出ること。

イ 単身赴任手当を受けている職員の住居及び同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、その旨届け出ること。

(7) 届出に当たっては、証明書類を添付しなければならない。なお、この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき証明書類は届出後速やかに提出すればよいこととなっている。

この場合の証明書類の代表的なものを掲げれば別表のとおりである。

(3) 支給額 (条例第21条の2第2項)

単身赴任手当の支給額=23,000円+加算額

1) 加算額 (規則第4条)

略

2) 交通距離

ア 交通距離は配偶者等の住居から職員の住居までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路 (当該経路が複数ある場合は最短の経路) を徒歩及び交通機関 (航空機を除く。) により往来した場合の経路を交通方法に応じて (1) の 4) の ウ の a (徒歩) から c (船舶) までの手段により合計した距離となる。

イ 配偶者のない職員で距離制限を満たす異動・移転に伴う転居により別居した満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数ある職員については、そのうち2)の交通距離が最も長い子により加算額を支給する。

3) 支給調整 (規則第6条)

配偶者が単身赴任手当又は(2)の1)の国家公務員等として単身赴任手当に相当する手当を受ける職員には、その間、単身赴任手当は支給しない。(民間企業の単身赴任手当に相当する手当とは調整しない。)

3 支給方法等

(1) 届出 (規則第7条)

ア 新たに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備した職員は、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、配偶者等の別居の状況等を届け出ること。

イ 単身赴任手当を受けている職員の住居及び同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、その旨届け出ること。

ア 届出に当たっては、証明書類を添付しなければならない。なお、この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき証明書類は届出後速やかに提出すればよいこととなっている。

この場合の証明書類の代表的なものを掲げれば別表の通りである。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

- (イ) 「新たに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。(人事委員長通知規則第9条関係第1項)
- (ウ) 規則第7条第1項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入し、又は総務事務集中化システムに入力することとされている事項をいう。(人事委員長通知規則第7条関係第2項)
- ウ 単身赴任届の記入方法については別添を参照のこと。
- (2) 支給の始期、終期及び支給額の改定(規則第9条)
- ア 新たに条例第21条の2第1項又は第3項の要件を具備した場合、支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- イ 職員が異動・移転後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、当該異動・移転の発令日を同条第1項又は第3項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。(人事委員長通知規則第9条関係第2項)
- ウ 職員が条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至った場合(職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満15歳又は満18歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日を迎えた場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。
- エ アの場合(支給額の改定のときは、増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- (注)「届出を受理した日」及び「届出15日計算」については、扶養手当の場合に同じ。(人事委員長通知規則第9条関係第3項)

4 略

- イ 「新たに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。(規則第9条第1項関係)
- ウ 規則第7条第1項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届にすることとされている事項をいう。(規則第7条第1項関係)
- 3) 単身赴任届の記入方法については別添を参照のこと。
- (2) 支給の始期、終期及び支給額の改定(規則第9条)
- 1) 新たに条例第21条の2第1項又は第3項の要件を具備した場合、支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- 2) 職員が異動・移転後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、当該異動・移転の発令日を同条第1項又は第3項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。(規則第9条第1項関係)
- 3) 職員が条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至った場合(職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満15歳又は満18歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日を迎えた場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。
- 4) 1) の場合(支給額の改定のときは、増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- (注)「届出を受理した日」及び「届出15日計算」については、扶養手当の場合に同じ。(規則第9条第1項関係)

4 略

単身赴任届の添付書類一覧表

		新たに届け出る場合						事情の変更があった場合						消滅の場合			備考	
		職員の住民票	配偶者等の住民票	医師の診断書	在学証明書	就業証明書	登記簿謄本等	その他	職員の住民票	配偶者等の住民票	医師の診断書	在学証明書	就業証明書	登記簿謄本等	職員の住民票	配偶者等の住民票		戸籍抄本等
配偶者がいる場合	父母の介護	○	○	○				配偶が単身赴任等の給付を満たすときは、配偶者が単身赴任等を受けていないことの証明	○	○	○				○	○	○	
	子の養育	○	○		○				○	○		○			○	○	○	
	就業	○	○			○			○	○			○		○	○	○	
	自宅管理	○	○				○		○	○				○	○	○	○	
配偶者がいない場合		○	(子の住民票) ○		○				○	(子の住民票) ○					○	(子の住民票) ○	○	
摘要		世帯全員の住民票の写し	同左	介護を必要とすることを内容とするもの	義務教育就学中の子については省略可				同居者の変更	配偶者の転居職員の再異動	やむを得ない事情の変更			同居者の変更、年齢制限超過	配偶者の死亡、離婚	別居の子の年齢制限超過		

※ 認定にあたり必要な場合は、上記以外の証明書、理由書等を要する場合があります。

単身赴任届の添付書類一覧表

		新たに届け出る場合						事情の変更があった場合						消滅の場合			備考	
		職員の住民票	配偶者等の住民票	医師の診断書	在学証明書	就業証明書	登記簿謄本等	その他	職員の住民票	配偶者等の住民票	医師の診断書	在学証明書	就業証明書	登記簿謄本等	職員の住民票	配偶者等の住民票		戸籍抄本等
配偶者がいる場合	父母の介護	○	○	○				配偶が単身赴任等の給付を満たすときは、配偶者が単身赴任等を受けていないことの証明	○	○	○				○	○	○	
	子の養育	○	○		○				○	○		○			○	○	○	
	就業	○	○			○			○	○			○		○	○	○	
	自宅管理	○	○				○		○	○				○	○	○	○	
配偶者がいない場合		○	(子の住民票) ○		○				○	(子の住民票) ○					○	(子の住民票) ○	○	
摘要		世帯全員の住民票の写し	同左	介護を必要とすることを内容とするもの	義務教育就学中の子については省略可		同居手当で確認できるものについては省略可		同居者の変更	配偶者の転居職員の再異動	やむを得ない事情の変更			同居者の変更、年齢制限超過	配偶者の死亡、離婚	別居の子の年齢制限超過		

※ 認定にあたり必要な場合は、上記以外の証明書、理由書等を要する場合があります。

○単身赴任手当の取扱いについて

(平成2年4月25日 2教義第156号・2教高第174号)

高知県教育長通知

単身赴任手当については、公立学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第21条の2及び単身赴任手当に関する規則（以下「規則」という。）に規定されているところですが、これの取扱いに当たっては、下記事項に留意しあわせて所属職員に周知のうえ当該職員の届出等に遺漏のないようにしてください。

記

1 用語の意義

- (1) 異動・移転 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をいうものであること。
- (2) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものであること。
- (3) 別居 配偶者と生活の本拠を異にしていると認められる場合をいうものであること。
- (4) 単身 生活を共にする者がいないことをいうものであること。

2 支給範囲及び支給額

(1) 支給の要件（条例第21条の2第1項及び第3項）

異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員又は規則で定める職員（（2）の権衡職員）であること。

ア 条例第21条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員

住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員であること。（単身赴任手当の運用について（平成2年3月13日付け元高人委第255号人事委員長通知。以下「人事委員長通知」という。）単身赴任手当の条項関係）

人事委員会が定める「これに準ずる職員」は、住居の移転を伴う直近の異動・移転に際して、同居していた配偶者が転居した職員で次に掲げるものであること。

(ア) 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏（通勤距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下同じ。）内に所在する住宅に転居する職員

(イ) (2)のオの(ア)のaからcまで、e、f及びhの事情があると認められる職員

イ 転居

(ア) 転居は異動・移転に伴うものであることが必要であり、採用、出張等に伴うものは含まれない。

- (イ) 転居は必ずしも異動・移転と同時に行われる必要はなく、異動・移転の後に一時、異動・移転前の住居から通勤していた場合も、通常、異動・移転から 1 月以内に転居した場合は、異動・移転に伴う転居と認め得る。

- (ウ) 転居の日とは新住居に入居した日（転入日）をいう。

ウ 別居

- (ア) 同居していた配偶者と別居することが必要であり、異動・移転前に既に配偶者と別居していた場合は対象とならない。

ただし、単身赴任手当の支給されていた者に更に異動・移転があつて引き続き単身赴任した場合で、条例第 21 条の 2 第 1 項ただし書の距離制限を満たす場合は引き続いて単身赴任手当が支給される。

- (イ) やむを得ない事情により配偶者と別居したことが必要である。この場合のやむを得ない事情とは、別居のときに次の a から e の事情があることである。（規則第 2 条）

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

- b 配偶者が学校等に在学している同居の子を養育すること。

- c 配偶者が引き続き就業すること。

- d 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

- e その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から d に類する事情

人事委員会が定める「a から d に類する事情」は、次のとおりであること。（人事委員長通知規則第 2 条関係第 2 項）

- (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

- (b) 配偶者が保育所等に在所している満 3 歳以上の同居の子を養育すること。

- (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子を養育すること。

- (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

- (e) 配偶者が学校等に在学していること。

- (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅で通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

- (g) 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の異動・移転の前日までに住宅（職員が当該異動・移転の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下 (g) において同じ。）を購入する契約又は住宅を新築する建築工事の請負契約を締結した場合で、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、異動・移転の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合を除く。

- (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる (a) から (g) に類する事情

- (ウ) 異動・移転に伴う転居による別居であることが必要であり、異動・移転後に赴任先で一時期配偶者と同居した場合は異動・移転に伴う別居とはいえない。

エ 単身

- (ア) 賄い付きの下宿や世帯用宿舎にただ単に同僚と入居する場合等で生活を共にしていないと認められる場合は手当が支給されるが、職員又は配偶者の父母、子と同居している場合は生活を共にしていると認められ、要件を欠くこととなる。
- (イ) 別居の時点で1月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要である。
- (ウ) 一時期配偶者以外の同居者がいたがその後に単身となった場合も、単身の要件を満たした時点から支給される。

オ 距離制限

- (ア) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難であることが必要である。また、単身赴任中に更に異動・移転があり、勤務公署が変わった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難でなくなった場合は、単身赴任手当は支給しない。（条例第21条の2第1項ただし書）
- (イ) 通勤困難とは、次のa又はbの基準に該当する場合をいう。（規則第3条）
 - a 通勤距離（通勤経路が複数ある場合は最短のもの）が60km以上であること。
 - b 通勤距離が60km未満（50km以上の場合に限る。）で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からaに相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- (ウ) 人事委員会が認める「aに相当する程度に通勤が困難である」場合は、次のとおり。（人事委員長通知規則第3条関係第2項）
 - a 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（自動車で通勤することを常例とする場合で、住居の移転を伴う直近の異動・移転の直前の住居又は配偶者の住居から自動車での通勤時間が1時間以内の場合は除く。）
 - b 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤した場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - (a) 公署の始業時刻前に到着するために住居を出発する時刻から始業時刻までの時間（以下「実通勤時間」という。）が2時間以上である場合
 - (b) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、始業時刻前1時間以内に公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
 - (c) 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合で、公署から住居への帰宅にあたって公署の終業時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
 - c その他通勤が困難であると認められる場合
- (エ) 通勤経路の長さは通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路について徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤したものとした場合の経路を交通方法に応じて次の手段により合計する。（人事委員長通知規則第3条関係第1項）
 - a 徒歩 地図上の距離（実地の測定に優先するものと解してはならない。）
 - b 鉄道等の交通機関 営業距離（最寄の営業所等で確認）

c 船舶 航路距離（ 〃 ）

(ウ) 通勤時間及び実通勤時間は、次の区分に応じて、各区分に定める時間により算定する。
（人事委員長通知規則第 3 条関係第 3 項）

a 徒歩の区間 5 キロメートルを 60 分に換算した時間（当該区間を自転車で通勤することが適当であると認められる場合は、10 キロメートルを 60 分に換算した時間）

b 交通機関を用いる区間 定められた運行時間

c 自動車を用いる区間 37 キロメートルを 60 分に換算した時間

（2）権衡職員（条例第 21 条の 2 第 3 項及び規則第 5 条）

（1）の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等（1）の職員との権衡上必要があると認められるアからケの職員に対しても（1）の職員に準じて単身赴任手当が支給される。

ア 国家公務員等から人事交流等により採用されたことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（条例第 21 条の 2 第 3 項）

国家公務員等とは、条例第 13 条の 3 第 2 項に規定される国家公務員等をいう。

イ 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 26 年高知県条例第 41 号）第 1 条の 2 第 1 号の規定による休職（以下「研究休職」という。）から復職したことに伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員（規則第 5 条第 2 項第 1 号）

ウ 異動・移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、単身の要件を満たす職員（規則第 5 条第 2 項第 2 号）

職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものは、高知県公務員宿舍規則（昭和 32 年高知県規則第 20 号）第 5 条第 1 号に掲げる者であること。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 2 項）

エ 配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）職員（規則第 5 条第 2 項第 3 号）

(ア) 人事委員会の定める事情は次のとおり。（人事委員長通知規則第 5 条関係第 3 項）

a 満 3 歳以上の子が学校等に在学又は保育所等に在所すること。

b その他子が職員と同居できないと認められる a に類する事情

(イ) 条例第 21 条の 2 第 1 項ただし書の距離制限については現に子の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難であることが必要となる。

(ウ) 子が複数ある場合はそのうちの 1 人について支給要件を満たせば単身赴任手当が支給される。

オ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、単身の要件を満たす職員（規則第5条第2項第4号）

(ア) 配偶者のある職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。（人事委員長通知規則第5条関係第4項）

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた通勤圏内に所在しない住宅をいう。以下同じ。）に転居すること。
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満3歳以上の子を養育するため、転居（所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員は旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。
- c 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受ける子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d 子が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に、当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- e 育児休業した配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- f 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g 配偶者が異動・移転の日以後に疾病等を発症し、異動・移転に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合に適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- i 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（住居の移転を伴う直近の異動・移転の日の前日以前から所有している住宅で旧勤務地住宅であるものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- j 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（転々異動職員又はその配偶者が異動・移転の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- k その他配偶者が職員と同居できないと認められる a から j に類する事情

(イ) 配偶者のない職員の「人事委員会の定める特別の事情」は、次のとおり。（人事委員長通知規則第5条関係第5項）

a 満3歳以上の子で学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。

b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情

カ 異動・移転に伴い転居し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、エの(ア)の人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、異動・移転直前の住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難と認められるもの（職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第5号）

キ 異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動・移転直前に同居していた配偶者等と別居し、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤困難と認められる（職務の遂行上住居を移転し配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）職員で、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（規則第5条第2項第6号）

人事委員会の定める特別の事情は、オの(ア)及び(イ)のとおり。

ク ウからキの「異動・移転」を国家公務員等から人事交流等により採用されたこと、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰したこと、退職派遣から採用されたこと又は研究休職から復職したこととした場合に、ウからキの職員に該当することとなる職員（規則第5条第2項第7号）

ケ その他条例第21条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員（規則第5条第2項第8号）

人事委員会の定める職員は次のとおり。（人事委員長通知第5条関係第6項）

(ア) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員で、やむを得ない事情（配偶者のない職員はエの(ア)の人事委員会の定める事情）により同居していた配偶者等と別居し、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（10.4.1適用）

(イ) 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務上の必要性から住居を移転した後、当該異動等の日から3年以内に人事委員会の定める特別の事情により同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認める、単身又は満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員（10.4.1適用）

(ウ) 配偶者のある職員で単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等の前から配偶

者のない職員であったものとした場合にエからク又はケの(ア)若しくは(イ)の職員たる要件に該当する職員

- (エ) 国家公務員等から人事交流等により職員となった者のうち、職員又は国家公務員等から引き続き人事交流等により国家公務員等となったことに伴う転居を、職員としての異動・移転によるものとみなした場合に（１）又は（２）のウからキ若しくはケの(ア)から(イ)の職員たる要件に該当する職員（2.4.1 適用）
 - (オ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、人事交流等により国家公務員等となり引き続いて職員となった場合で、国家公務員等であった期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員（2.4.1 適用）
 - (カ) 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰した職員、退職派遣から採用された職員又は研究休職から復職した職員のうち、派遣期間中又は休職期間中の勤務箇所を公署とみなした場合に、職務への復帰、退職派遣からの採用又は研究休職からの復職前から引き続き（１）又は（２）のウからキ若しくはケの(ア)から(イ)の職員たる要件に該当する職員
 - (キ) 単身赴任手当を支給されていた職員が、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等へ派遣され、又は研究休職し、引き続いて職員となった場合で、派遣されていた期間又は研究休職期間を職員であったものとした場合に、引き続いて単身赴任手当を支給されることとなる職員
 - (ク) 採用に伴い同居していた配偶者と別居した職員及び採用後の結婚時から別居している職員が、異動・移転後なお引き続き単身である場合で、当該別居が異動・移転によるものとしたならば、（１）又は（２）のウ、エ若しくはカの職員たる要件に該当する職員（3.4.1 適用）
 - (ケ) 異動・移転に伴う転居後、結婚したがやむを得ない事情により結婚時から配偶者と別居している職員（結婚に先立つ異動・移転がなければ、配偶者と同居可能な職員に限る。）が、結婚後の最初の定期人事異動発令日以降も、なお引き続き単身で生活することを常況となった場合（満 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居している場合を含む。）で配偶者の住居からは通勤困難であると認められる職員（12.4.1 適用）
 - (コ) 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から復帰した職員、退職派遣から採用された職員及び研究休職から復職した職員で、(ク)又は(ケ)の職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員
 - (サ) 単身赴任手当を支給されていた配偶者が異動・移転に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動・移転に伴い住居を移転することにより引き続き配偶者と別居することとなった職員で、異動・移転の直前の住居から異動・移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身又は満 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
 - (シ) その他（１）の要件を満たして単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員
- (3) 支給額（条例第 21 条の 2 第 2 項）
- 単身赴任手当の支給額＝23,000 円＋加算額

ア 加算額（規則第4条）

加算額は職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離が80km以上の職員について、交通距離に応じて次の額となる。

80 キロメートル以上	100 キロメートル未満	4,500 円
100 キロメートル以上	150 キロメートル未満	6,000 円
150 キロメートル以上	200 キロメートル未満	7,500 円
200 キロメートル以上	250 キロメートル未満	9,000 円
250 キロメートル以上	300 キロメートル未満	10,500 円
300 キロメートル以上	500 キロメートル未満	12,000 円
500 キロメートル以上	700 キロメートル未満	18,000 円
700 キロメートル以上	900 キロメートル未満	24,000 円
900 キロメートル以上	1,100 キロメートル未満	30,000 円
1,100 キロメートル以上	1,300 キロメートル未満	35,000 円
1,300 キロメートル以上	1,500 キロメートル未満	40,000 円
1,500 キロメートル以上		45,000 円

イ 交通距離

- (ア) 交通距離は配偶者等の住居から職員の住居までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路（当該経路が複数ある場合は最短の経路）を徒歩及び交通機関（航空機を除く。）により往来した場合の経路を交通方法に応じて（1）のオの(エ)のa（徒歩）からc（船舶）までの手段により合計した距離となる。
- (イ) 配偶者のない職員で距離制限を満たす異動・移転に伴う転居により別居した満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数ある職員については、そのうち(ア)の交通距離が最も長い子により加算額を支給する。

ウ 支給調整（規則第6条）

配偶者が単身赴任手当又は（2）のアの国家公務員等として単身赴任手当に相当する手当を受ける職員には、その間、単身赴任手当は支給しない。（民間企業の単身赴任手当に相当する手当とは調整しない。）

3 支給方法等

（1）届出（規則第7条）

- ア 新たに条例第21条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備した職員は、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、配偶者等の別居の状況等を届け出ること。
- イ 単身赴任手当を受けている職員の住居及び同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、単身赴任届又は総務事務集中化システムにより、その旨届け出ること。
- (ア) 届出に当たっては、証明書類を添付しなければならない。なお、この場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき証明書類は届出後速やかに提出すればよいこととなっている。
- この場合の証明書類の代表的なものを掲げれば別表のとおりである。

- (イ) 「新たに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。（人事委員長通知規則第 9 条関係第 1 項）
- (ウ) 規則第 7 条第 1 項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入し、又は総務事務集中化システムに入力することとされている事項をいう。（人事委員長通知規則第 7 条関係第 2 項）
- ウ 単身赴任届の記入方法については別添を参照のこと。

(2) 支給の始期、終期及び支給額の改定（規則第 9 条）

- ア 新たに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の要件を具備した場合、支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- イ 職員が異動・移転後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までに条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、当該異動・移転の発令日を同条第 1 項又は第 3 項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。（人事委員長通知規則第 9 条関係第 2 項）
- ウ 職員が条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を欠くに至った場合（職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満 15 歳又は満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の翌日を迎えた場合を含む。）は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。
- エ アの場合（支給額の改定のときは、増額する場合に限る。）で届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
(注) 「届出を受理した日」及び「届出 15 日計算」については、扶養手当の場合に同じ。
(人事委員長通知規則第 9 条関係第 3 項)

4 平成 2 年 4 月 1 日に現に単身赴任している職員の取扱い

- (1) 4 月 1 日前に条例第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備する職員については、4 月 16 日までに単身赴任届が提出された場合は 4 月分から単身赴任手当が支給される。
- (2) 添付書類は原則として新規認定の時と同じものとする。
- (3) 別居のときの事情の証明書類は、届出時の診断書、在学証明、就業証明等によることができる。
- (4) 距離制限の通勤経路、交通距離の算定の経路については届出時の交通事情によることができる。